

第二百七十四号議案

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、四九四円」を「八、五二九円」に、「九、〇九〇円」を「九、九〇九円」に、「一一、七〇三元」を「一二、三五一円」に、「一三、一五二元」を「一三、五七五円」に、「一五、五七三元」を「一五、八三七円」に、「一六、六〇二元」を「一六、八六六円」に、「六、四五九円」を「七、一六四円」に、「七、四二二元」を「七、九三二元」に、「九、〇八一円」を「九、四三八円」に、「一〇、五三九円」を「一〇、七〇一元」に、「一一、五〇五円」を「一一、六一〇円」に、「一一、八六五円」を「一一、九七〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべき

ものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の改正に伴い、補償基礎額を改定する必要がある。